

岩手県告示第554号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 処分をした年月日 令和4年8月31日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号又は名称 株式会社匠建設
 - (2) 主たる営業所の所在地 大船渡市盛町字内ノ目12番地13
 - (3) 代表者の氏名 中嶋豊
 - (4) 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第63号
- 3 処分の内容 左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 令和4年8月30日付けで左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。